

社会教育部関係団体における過年度分の納税について

1 事案の概要

昨年11月に本市の関係団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、「旭川市20歳を祝うつどい実行委員会」、「大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会」及び「旭川ミュージックウィーク実行委員会」において、税務署と協議を行った結果、法人税等の課税対象者であると判断され、8月7日までに過去5年分の税（延滞金を含む。）を納付したものの。

2 納付税額

(1) 旭川市20歳を祝うつどい実行委員会

平成30年度から令和4年度分（合計） 431,100円

（内訳）

ア 法人税	600円
イ 法人道民税	100,000円
ウ 延滞金（法人道民税）	5,700円
エ 法人事業税	100円
オ 法人市民税	300,000円
カ 延滞金（法人市民税）	24,700円

(2) 大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会

令和元年度から令和4年度分（合計） 335,300円

（内訳）

ア 法人税	3,900円
イ 法人道民税	78,300円
ウ 延滞金（法人道民税）	3,100円
エ 法人事業税	800円
オ 特別法人事業税	200円
カ 法人市民税	235,200円
キ 延滞金（法人市民税）	13,800円

(3) 旭川ミュージックウィーク実行委員会

令和4年度分（合計） 74,600円

（内訳）

ア 法人道民税	18,300円
イ 法人市民税	55,000円
ウ 延滞金（法人市民税）	1,300円

3 再発防止策

税務関係法令の認識不足が原因であり、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努める。